日立特別支援学校校舎等改築事業基本・実施設計業務設計者選定に係る公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本市では、日立特別支援学校の改築に向けた整備方針となる「日立特別支援学校整備基本計画」を令和5年3月に策定した。

本プロポーザルは、日立特別支援学校整備基本計画(以下「基本計画」という。)を理解し、 それを設計に反映することができる高度な発想力、設計能力、豊富な経験等を有する最適な 設計者を選定することを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業主体 日立市

(2) 事業の名称 日立特別支援学校校舎等改築事業

(3) 整備区域 日立市鮎川町3丁目地内

(4) 事業スケジュール(予定)

令和6~7年度	令和8~10年度	令和11年度
基本・実施設計	改築・解体工事	外構工事

3 スケジュール

(4) 参加表明書の提出期限 令和6年6月14日(金) 午後5時(5) 技術提案書の提出期限 令和6年7月22日(月) 午後5時

(6)一次審查令和6年8月上旬(7)一次審查結果通知令和6年8月中旬

(8) 二次審査及びヒアリング 令和6年8月下旬

※ 日程は変更になることがある。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(以下「参加者」という。)は、次の(1)に掲げる条件を全 て満たす単体企業又は(2)に掲げる条件を全て満たす設計共同体とする。

(1) 単独事業者の場合

ア 日立市の令和 5 · 6 年度建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格を有すること。ただし、それ以外のものであっても、公告の日において都道府県の建設コンサ

ルタント業務等の入札参加資格を有する者については、この要件を満たしているもの として取扱う。

イ 平成21年4月以降に次に示す特別支援学校校舎又は小学校・中学校・高等学校校舎 の新築又は改築を対象とした設計業務の実績を有すること。

特別支援学校校舎の	延床面積3,000㎡以上の特別支援学校校舎の新築又は
新築・改築	改築
小学校・中学校校舎	延床面積3,000㎡以上の小学校・中学校・高等学校校
の新築・改築	舎の新築又は改築

- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者 であること。
- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされていない者であること。
- オ 公告の日から契約締結日までの間に日立市建設コンサルタント等の入札参加に関する規程(平成22年日立市告示第82号)に基づく入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。
- カ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の 登録を受けた者であり、同法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中のものでない こと。
- キ 設計共同体の構成員又は単体企業若しくは設計共同体の協力事務所等として、今回 プロポーザルに参加していないこと。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に 規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
- (2) 設計共同体の場合
 - ア 設計共同体で今回のプロポーザルに参加しようとする場合(以下「設計共同体の場合」という。)の構成員の数は、2者であること。
 - イ 構成員の代表者(以下「代表構成員」という。)は、設計共同者において中心的役割 を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が大きい者であること。なお、当該設計共同体の 構成員における出資の下限は30%とする。
 - ウ 代表構成員については、(1)のアからクまでに掲げる要件を、構成員については、(1)の**ウからク**までに掲げる要件を、全て満たす者であること。
 - エ 構成員が、企業単体又他の設計共同体の構成員若しくは協力事務所等として、今回プロポーザルに参加していないこと。
- (3) 配置する技術者に要求される資格は、次のとおり。
 - ア 「公共建築設計業務委託共通仕様書(国土交通省)」に規定する監理技術者(以下「監理技術者」という。)で1人を配置することとし、当該監理技術者は一級建築士であること。

イ 監理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1人配置すること。なお、監理技術者と各主任担当技術者は、兼務していないこと。

また、主任担当技術者は、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

分担業務分野	業務内容
総合	平成21年国土交通省告示第15号別添1第1項第1号及び第2
	号において示される「設計の種類」(以下「設計種類」という。)
	における「総合」
構造	設計種類における「構造」
電気	設計種類における「電気設備」に係るもの
機械	設計種類における「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換
	気設備」及び「昇降機等」に係るもの

- (注)主任担当技術者とは、監理技術者の下で各分担業務における担当技術者を総括 する役割を担う者とする。
- ウ 監理技術者は、参加者の組織(設計共同体の場合は代表構成員に限る。)に所属していること。
- (4) 業務の一部を再委託する場合の協力事務所等に要求される資格等

公告の日から契約締結日までの間に日立市建設コンサルタント等の入札参加に関する 規程(平成22年日立市告示第82号)に基づく入札参加資格停止等の措置を受けていな いこと。なお、分担業務分野の「総合」は再委託しないこと。

5 提出書類の提出について

(1) 提出先

〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号

担当課:日立市教育委員会学校施設課

電話 050-5528-5122 (直通)

ファックス 0294-22-0465

電子メールアドレス gakushi@city.hitachi.lg.jp

- ※ 本プロポーザルに関する問合せは、担当課に行うこととし、その他の関係課等への問合せは禁止する。
- (2) 配布資料

ア 配布資料は、令和6年5月27日(月)から、日立市ホームページに掲載する。

イ 配布資料一式

- (7) 基本計画
- (イ) プロポーザル要項
- (ウ) 参加表明書(様式1)
- (エ) 参加者(設計事務所)の経歴等(様式2)

- (オ) 監理技術者の経歴等(様式3)
- (カ) 主任担当技術者の経歴等(様式4)
- (キ) 協力事務所等の名称 (様式5)
- (1) 設計共同体結成届(様式6)
- (ケ) 設計共同体協定書(様式7)
- (コ) 設計共同体の取組体制 (様式8)
- (†) 技術提案書(様式9)
- (シ) 業務実施方針及び手法(様式10)
- (ス) 評価テーマ①についての提案(様式11)
- (t) 評価テーマ②についての提案(様式12)
- (ソ) 評価テーマ③についての提案(様式13)
- (タ) 評価テーマ④についての提案(様式14)
- (チ) 過去の作品(様式15)
- (ツ) 質問書(様式16)
- (デ) 見積書(様式17)
- (3) 現地説明は行わない。なお、現地見学を希望する場合は、別途調整するため、担当課に 連絡すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、様式16に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで担当課へ提出すること。 また、質問書には、担当の部署、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを併記し、 必ず担当課に到着の確認をすること。なお、本事業に係る質問以外には回答しない。

(2) 質問の受付期間

令和6年5月28日(火)から令和6年6月7日(金) 午後5時まで

(3) 質問に対する回答

令和6年6月11日(火)までに日立市ホームページ上に随時掲載する。

7 参加表明書、技術提案書の提出

(1) 参加表明書の提出について

ア 提出書類

- (ア) 様式1から様式5までとする。
- (4) 設計共同体の場合には、様式6から様式8までを加えること。
- (ウ) 日立市の令和5・6年度建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格を有しない者(設計共同体の構成員を含む。)にあっては、公告の日において都道府県の

建設コンサルタント業務等の入札参加資格を有することを証明できる書類を担当課 に提出すること。

イ 提出期限

令和6年6月14日(金) 午後5時まで

ウ 提出部数

各1部

工 提出方法

担当課へ持参又は郵送(書留郵便等配達の記録が残るものに限る。以下同じ)すること。提出に要する費用は、参加者の負担とする。

なお、持参する場合は、受付期間の土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。(郵送の場合は、提出期限までに必着)

- (2) 技術提案書の提出について(別紙2「技術提案書の手引き」参照)
 - ア 提出書類

様式9から様式15まで及び様式17。

イ 提出期限

令和6年7月22日(月)午後5時まで

- ウ 提出部数
- (ア) 様式9から様式15については、各10部(着色可)
- (イ) 様式17については1部
- エ 提出方法
 - (1) エに同じ

8 技術提案書の諸条件について

- (1) 提案に当たっての基本的事項
 - ア 基本計画を踏まえた提案を求める。
 - ※基本計画内「5-2(2)平面計画案」内の平面計画案は、校地の制約や学校関係者の 意見・要望を踏まえ、配置及び平面計画の可能性を一例として図示したものである。 そのため、本プロポーザルにおける提案に当たっては、当該平面計画案に準拠する必 要はない。
 - イ 本プロポーザルは「設計案」を求めるものではなく、技術提案とヒアリングをもとに 技術力、創造力等を評価し、当市と学校づくりを協働できる設計者を選定することを目 的としている。そのため、技術提案における創造力や信頼性、ヒアリングによるコミュ ニケーション力などを評価することを基本とし、文章を補完するイメージ図等の視覚 的表現について、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- (2) 技術提案書に記載するテーマ

テーマ①「基本計画を踏まえた整備方針」について

基本計画を踏まえ、これからの日立特別支援学校に必要なことについて、児童生徒、教職員、保護者、地域住民など誰もが使いやすい施設環境にするとともに、学校づくりの目標として掲げた6つの視点を考慮した施設計画等の提案を求める。

テーマ②「効率的で有効な施設整備」について

本事業における土地利用や施設の平面計画の考え方について、以下に掲げる点に留意し、提案を求める。

- ・基本計画の整備方針を踏まえた施設整備
- ・建設費の縮減に対する工夫(本体工事費を明記すること。ただし、既存建物の解体 工事費、外構工事費、仮設校舎賃貸借料等を除く)
- ・維持管理及び設備更新の容易性及び長期間の使用に耐え得る材料の採用によるライフサイクルコストの低減

テーマ③「学校運営に配慮した工事計画等」について

本事業における工事計画の考え方について、以下に掲げる点に留意し、提案を求める。

- ・工期短縮や工事の音などの学校運営への影響を軽減する工法・工夫
- ・既存施設から新施設へ機能移転する際の児童生徒に負担の少ない計画
- ・工事中の安全で円滑な歩行者及び一般車両の動線計画

テーマ④「アピールポイント」について

テーマ①、②、③のほか、基本計画で掲げた開かれた学校づくりを踏まえた設計プロセスや日立市の特別支援学校としての特性等のアピールポイントについて、提案を求める。

(3) 計画敷地条件等

ア 敷地の場所 日立市鮎川町3丁目地内

イ 敷地面積 14,087㎡

ウ 用途地域 第二種中高層住居専用地域

エ 防火地域等 指定なし

(4) 提案条件

ア 施設規模

基本計画に示してある所要室及び必要な設備等を確保した上で、以下のとおりとする。なお、新校舎及び屋内運動場は既存校舎が位置する敷地西側に配置することを原則とする。

(ア) 校舎* 8,100㎡程度(階数は提案とする)

(イ) 屋内運動場 800㎡程度(倉庫を含む)

(ウ) 福祉避難所用備蓄倉庫 50㎡程度

(エ) 児童クラブ施設 150㎡程度

(オ) プール付帯施設 150㎡程度(水面積は100㎡程度)

※19号棟(新耐震基準建物)は解体せず、いわゆる長寿命化改修を実施することとし、校舎面積に含む(「別添1公立学校施設台帳」参照)。

イ 想定事業費

3,800,000千円程度とする。

※既存建物の解体工事費、外構工事費、仮設校舎賃貸借料等を除く

- (5) 校舎・屋内運動場の構造等
 - ア 鉄筋コンクリート造を基本とする。
 - イ 経済産業省資源エネルギー庁「ZEBロードマップ検討委員会とりまとめ」(平成27年12月)で定義するZEBReadyの建築物とする。
 - ウ 太陽光発電設備及び蓄電池を設けること(30kw程度)
- (6) 設計業務受託後の留意事項
 - ア 基本計画等を踏まえた上で、本市の特別支援教育の拠点としての機能を発揮するよ うな建築物とすること。
 - イ 特別支援教育を取り巻く様々なニーズを踏まえ、柔軟な対応が可能な施設として設 計すること。
 - ウ 業務に当たっては、関係団体と意見交換のほか、市議会や市民への説明を行う必要が あることを踏まえ、契約期間内で業務が完了できるように進めること。
 - エ 工事入札における不調リスクを減らすため、設計の各段階においてコスト管理を徹底して業務を進めること。
 - オ 予算編成のため、令和7年10月末までに概算工事費を提示すること。

(7) 参考資料の提供

ア 市が提供する資料は、本業務の技術提案書の作成のためのものであり、他の目的に使用せず、技術提案書の作成後は、電子データ(複製したものを含む。)及び印刷した資料を適切に処分すること。

イ 参考資料

- (ア) 日立特別支援学校整備基本計画(日立市ホームページに掲載)
- (イ) 敷地測量図(希望者は担当課までメールすること)
- ウ その他、希望する資料がある場合には、質問書に記載すること。

9 審査について

一次審査及び二次審査は、日立特別支援学校校舎等改築事業基本・実施設計業務プロポー ザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

なお、審査委員会は、多角的な視点から適切に審査するため、学識経験者、関係団体、市 民、行政等により構成する。

(1) 一次審査 (ヒアリング要請者の選定)

ア 審査方法

審査委員会は、参加表明書及び技術提案書の評価を行い、ヒアリング要請者を選定する。選定の結果は、審査委員会終了後、参加者全員に通知する。

イ 選定のための基準等

- (ア) ヒアリング要請者を選定するための基準 別紙3「ヒアリング要請者を選定するための基準」により評価する。
- (イ) ヒアリング要請者の選定数

5 者程度

ウ 選定結果の通知

令和6年8月中旬(予定)

- エ 非選定理由に関する事項
 - (ア) 参加者のうち、ヒアリング要請者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面(非選定通知書)により通知する。
 - (4) (ア)の書面を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内(土・日曜日を除く。)以内に、書面(様式は自由)により、日立市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
 - (f) (f) の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
 - (エ) 非選定理由の説明を求める書面の受付場所及び受付時間は、次のとおり。
 - a 受付場所 担当課に同じ
 - b 受付時間 午前9時から午後5時までの平日

(2) 二次審査

ア 審査方法

ヒアリング要請者に対し、技術提案書の内容等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会における総合評価によって設計候補者を選定する。

イ ヒアリングの実施

- (ア) 令和6年8月下旬(予定)。日時及び場所は別途、通知する。 ただし、審査委員会の都合上、ヒアリング審査をリモート(ZOOM)等で行う場合がある。
- (イ) 提出された技術提案書を基にヒアリングを行う。
- (ウ) 持ち時間は、1者につきおおむね30分とする。(説明15分、質疑15分)
- (エ) 提案内容の説明は、担当課が用意するパソコン、プロジェクター等の使用により行う。ただし、提出した技術提案書の掲載内容のみで行うものとし、技術提案書に掲載されない図表等を用いることは認めない。また、白板(担当課で準備)を使用した説明の補足を認める。
- (オ) 出席者は3人までとし、説明は、監理技術者が行うこととする。なお、パソコン操作者として、1人の参加を認める(計4人)。

ウ 選定のための基準等

ヒアリングを実施し、別紙4「設計候補者を選定するための基準」により評価する。

- エ 市は、審査委員会からの審査経過及び選定結果の報告を受け、優先交渉者の決定をする。
- オ 選定結果の通知

令和6年9月上旬(予定)

選定結果は、設計候補者へ直接通知するとともに、日立市ホームページに掲載し、公表する。

カ 非選定理由に関する事項

- (ア) 参加者のうち、ヒアリング要請者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面(非選定通知書)により通知する。
- (4) (ア)の書面を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内(土・日曜日を除く。)以内に、書面(様式は自由)により、日立市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (ウ) (イ)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に 書面により行う。
- (エ) 非選定理由の説明を求める書面の受付場所及び受付時間は、次のとおり。
 - a 受付場所 担当課に同じ
 - b 受付時間 午前9時から午後5時

10 業務委託契約について

- (1) 業務名称 日立特別支援学校校舎等改築事業基本・実施設計業務
- (2) 業務内容(詳細は、別紙6のとおり)
 - ア 日立特別支援学校校舎等改築事業基本・実施設計業務
 - イ アに附帯する電気設備、機械設備、昇降機設備、外構設計等を含む。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで ※事業に影響のない範囲で延長する場合がある。
- (4) 委託契約
 - ア 市は優先交渉者を契約の相手方として、契約に係る交渉を行う。優先交渉者が辞退したとき、資格要件を欠くと判断したとき又は契約の交渉が不調となったときは、次点交渉者を交渉の相手方とする。
 - イ 契約手続及び契約書は、日立市契約規則(昭和43年規則第14号)の定めによる。
 - ウ 支払方法
 - (ア) 前払金 契約額の30%以内の額(税込み)
 - (イ) 業務完了時 契約額から支払済額を除いた残額(税込み)
 - エ 契約手続を円滑にするため、本業務委託費の見積金額の提出を求める。(様式17)

11 その他の留意事項掲載について

- (1) 提出書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 業務の実績については、日本国内の業務の実績をもって判断するものとする。
- (3) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、技術提案書は原則として情報公開の対象とする。
- (4) 提出された技術提案書の著作権は、その参加者に帰属することとする。
- (5) 提出された参加表明書及び技術提案書は、ヒアリング要請者及び設計候補者の選定以外の目的で、無断使用しない。
- (6) 提出された技術提案書は、公表、展示等、市が必要と認める場合には、無償で使用、複製の作成及び公開できるものとする。
- (7) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1事務所につき1回(設計共同体の場合は、1共 同体につき1回)とする。
- (8) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。 また、参加表明書及び技術提案書に記載した本業務担当予定技術者は、原則として変更 できない。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない理由が生じた場合は、変更できるも のとするが、同等以上の技術者であり、かつ市の承認を受けなければならない。
- (9) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載があった場合は、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止等の措置を行うことがある。
- (10) 本業務の受託者(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。)が、製造業及び建設業と資本・人事面等において関連がある場合、当該業者は、当該業務名と関連する内容を市へ通知しなければならない。なお、当該業者は、本業務に係る工事の入札に参加できない場合がある。
- (11) 審査委員会の委員及び委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザル に参加できないこととする。なお、このことは審査委員会の委員に通知する。
- (12) 本業務に関する具体的な設計は、技術提案書に記載された内容を参考とし、受注者と協議に基づいて実施する。
- (13) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は事業の中止をすることがある。この場合、本業務の契約締結前においては、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。
- (14) 主任担当技術者は、実際に業務を行う者とする。

12 本業務に係る工事監理業務について

本業務の受託者には、その業務の取組姿勢や遂行状況等を勘案の上で、本業務終了後、日立特別支援学校校舎等改築事業の工事監理業務を別途随意契約する予定である。

以上